

施設見直し計画（管理手法）の変更について

<No.72 坂町駅前市営有料駐車場>

【変更前】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（公募）を導入する。

【変更後】

・・・現行まま直営 + アウトソーシングにより管理する。

【変更理由】

平成 22 年度から管制機器を廃止し、全て月極駐車場としたことから、日常的な管理や夜間・休日における異常発生処理等の指定管理者に行わせる業務（指定管理導入のメリット）が無くなったため、現行のまま「直営 + アウトソーシング」での管理とするもの。

<No.83 村上市し尿処理場>

【変更前】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（公募）を導入する。

【変更後】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更理由】

市内し尿収集業者 4 社からの連名により、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」の目的を考慮し、同施設の指定管理者導入（公募）を行わず、合特法を踏まえた具体的な話し合いを求める要望書が出され、市と収集業者で協議を行った結果、市内し尿収集業者 4 社共同で組合を設立し、限定指定する方針で管理することとしたため。

<No.439 高根交流広場>

【変更前】

・・・平成 24 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更後】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更理由】

限定指定予定先である高根集落との話し合いの中で、当初予定よりも早い平成 23 年度からの指定管理が可能とのことになり、指定管理者制度の導入を早めるもの。

<No.536～540 神林球場他 5 施設>

【変更前】

・・・平成 24 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更後】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更理由】

限定指定予定先である「総合型スポーツクラブ希楽々」から、前倒して指定管理を行いたいとの要請があったため。

<新規 大須戸ため池農村公園>

【変更前】

・・・(新規)

【変更後】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更理由】

平成 21 年 9 月議会で農村公園条例に追加された施設（用地買収の完了による）であるため、施設見直し計画（平成 21 年 7 月作成）には未掲載。

現在も、大須戸維持管理委員会にアウトソーシングを導入している施設であるため、他の農村公園と同様に、平成 23 年度から大須戸集落への指定管理（限定）とするもの。